

## 令和3年2月10日より適用する山形県県土整備部積算基準等の改定概要

次の積算基準等を改定するもの。

### ■設計業務委託等標準積算基準書（同参考資料）

#### （1）情報共有システム利用に係る費用の積算について

---

設計業務等において情報共有システムを利用する場合の積算基準を新たに定める。

- ・対象となる費用は、登録料及び利用料
- ・計上費目は、直接経費とし積上げ計上
- ・複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の直接経費にのみ計上
- ・費用は、業務履行期間の変更に応じて変更するが利用環境（利用人数、データ容量）に係る変更は行わない。

以上